

『一日行政相談』を偶数月に開催しています

国や特殊法人（公団・事業団・銀行・公庫）、北海道、市の業務に関する苦情や意見、要望をお持ちの方はお気軽にご相談ください。

相談は無料で、秘密は固く守られます。

▼日時 6月15日（金） 10時～12時

▼場所 登別郵便局（JR幌別駅西口前）

▼行政相談委員 山形貞子さん、前川博さん

▼問い合わせ 情報推進G (☎0565)

(86)



若者就職フェア in 室蘭が開催されます

若者求職者向け企業との就職面接会が開催されます。

管内企業約30社の参加を予定しており、職業適性診断や職業相談も行いますので、お仕事を探したい方は、お気軽にご参加ください。

▼開催日時 6月14日（木） 13時30分～16時（受け付け時間13時～15時）

▼場所 蓬岫殿（室蘭市宮の森町1丁目）

▼対象者 おおむね35歳未満の方

▼問い合わせ ハローワーク室蘭 (☎028689)

6月は『外国人労働者問題啓発月間』です

国際化の進展に伴い、わが国に在留する外国人は増加傾向にあり、わが国の労働市場に及ぼす影響も大きくなっていることから、国では、毎年6月を『外国人労働者問題啓発月間』と定め、各種啓発活動に取り組んでいます。

外国人労働者の適正な就労の促進と不法就労の防止について、ご理解とご協力をお願いします。

※詳しくはお問い合わせください。

▼問い合わせ ハローワーク室蘭 (☎028689)、北海道労働局

職業対策課 (☎01170912311)

要約筆記奉仕員養成講座を開講します

聴覚障がい者の福祉の増進と社会参加を促進するため、要約筆記奉仕員養成講座を開講します。

▼月日 8月19日（日）12月16日（日）

期間中12日間・延べ52時間

▼場所 北海道立道民活動センタービル（かでる2・7）

※詳しくはお問い合わせください。

▼問い合わせ (社)北海道身体障害者福祉協会 (☎0112511551)

『申し込み』『問い合わせ』中の『G』は『グループ』の略です

平成19年度から住宅のバリアフリー改修に伴う固定資産税の減額措置を設けました

問い合わせ 税務グループ (☎051155)

既存住宅のバリアフリー改修が次の要件を満たす場合、対象家屋の翌年度分固定資産税の3分の1が減額されます。

○対象家屋

平成19年1月1日以前に建てられた住宅（賃貸住宅を除く）で1住宅について1回限りです。

○居住者

次のいずれかの方が居住していること

- (1) 65歳以上の方
- (2) 要介護認定または要支援認定を受けられた方
- (3) 障がいのある方

○対象となる改修工事

4月1日から平成22年3月31日までの間に行った次の工事で、補助金などを除く自己負担金額が30万円以上のもの。

- ①廊下の拡幅 ②階段の勾配緩和 ③浴室の改良
- ④便所の改良 ⑤手すり取り付け ⑥床の段差解消
- ⑦引き戸への取り換え ⑧床の滑り止め化

○減額期間

改修工事が完了した翌年度1年分

○減額範囲

1戸当たり100平方メートル相当分までが減額の対象となります。

○申告、申告期限

税務グループ（市役所本庁舎1階5番窓口）に備え付けの申告書に、次に掲げる書類を添付して、改修工事の完了後3カ月以内に税務グループへ申告してください。

(1) 居住している方を証明する次のいずれかの書類

- ①65歳以上の方…その方の住民票の写し（住民基本台帳で確認できる場合は必要ありません）。
- ②要介護認定または要支援認定を受けた方…その方の被保険者証（裏面に要介護、要支援と記載されたもの）の写し
- ③障がいのある方…その方の障害者手帳などの写し

(2) 工事完了を確認できる書類など

- ①改修工事にかかわる明細書（工事の内容や費用を確認することができるもの）の写し
- ②対象となる改修工事が行われた個所の写真
- ③領収書の写し

なお、①から③までの書類については、建築士、登録性能評価機関などによる証明で代替することができます。